

## 大島町ふるさと納税推進事業実施要綱

令和4年11月1日

町長決裁

### (目的)

第1条 この要綱は、ふるさとまちづくり応援事業を促進し、大島町（以下「町」という。）の産業振興及び地域活性化を図るため、ふるさと納税の寄附者に贈呈する特産品等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと納税 町に対して行う地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2及び第314条の7の規定に基づく寄附をいう。
- (2) 認定特産品等 平成31年4月1日付総務省告示第179号（以下「総務省告示」という。）に規定する返礼品等の基準を満たし、大島の魅力を伝えることができる物品、役務その他これらに類するものの提供等で、町長が承認したものをいう。
- (3) 協力事業者 特産品等の製造、加工、栽培、販売及びサービス等の提供を行う事業者で、町長が承認した事業者をいう。

### (協力事業者の要件)

第3条 特産品等の承認を申請する者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 町内に本社（本店）、支社（支店）、営業所又は工場等の事業拠点のいずれかを有する法人、その他の団体又は個人事業主（以下「事業者」という。）であること。ただし、町外の事業者で、町内で生産された農作物等を原料に加工・製造・販売を行い、大島をPRしていると認められる場合は、この限りでない。
- (2) 町税及び町徴収金に未納がないこと。
- (3) 代表者等が、大島町暴力団排除条例（平成24年条例第2号）に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- (4) 各種法令等を遵守した生産、製造、加工又はサービスの提供（販売・体験を含む。）を行っていること。
- (5) 大島町個人情報保護条例（平成16年条例第17号）及び関係法令を遵守し、個人情報等を適切に取り扱うことができる事業者であること。
- (6) 町が契約する民間ポータルサイトや町公式ホームページその他広報誌等に掲載することを了承し、協力事業者及び認定特産品等に関する情報を提供できること。

(認定特産品等の要件)

第4条 申請者が特産品等として承認を申請する物品、役務その他これらに類するものは、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 総務省告示第5条に規定される総務大臣が定める基準に適合するものであること。
- (2) 公序良俗に反しないものであること。
- (3) 申請者が自ら生産・製造したもの以外の特産品等として申請する場合は、ふるさと納税の返礼品とすることについて、事前に生産者・製造者の同意を得ていること。
- (4) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、あらかじめ期間や数量を明示する場合は、この限りでない。
- (5) 食料品については、寄附者に到着する特産品等の消費又は賞味期限が保証されていること。
- (6) 宿泊施設・サービスの利用券等については、町内で提供されるものに限るとともに、地域資源が利用されていること。また、利用期限を設けるものについては、原則として発行日から6か月以上利用可能とすること。ただし、日時をあらかじめ指定するのは、この限りでない。
- (7) キャラクター等を使用する場合で、協力事業者以外の第三者が当該キャラクター等の著作権等の権利を有するときは、権利者の許諾を得ていること。
- (8) 1協力事業者あたりの認定特産品等の登録数は、最大10点までを限度とする。

(特産品等承認の申請)

第5条 申請者は、大島町ふるさと納税特産品等認定申請書(様式第1号)に必要事項を記入し、町長に提出しなければならない。

2 申請者が承認を得ようとする特産品等は、前条各号の要件をすべて満たすものとする。

(認定審査会の設置)

第6条 町長は、前条の申請の内容について審査するため、大島町ふるさと納税特産品等認定審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、申請の内容が次に掲げる基準に適合するかを審査する。

- (1) 申請者が第3条に規定する要件に適合するか
- (2) 承認を得ようとする特産品等が第4条に規定する要件に適合するか
- (3) 大島の魅力を伝える特産品等としてふさわしいものか

3 審査会の委員は、町長が委嘱する次の者で構成する。

- (1) 会長 副町長
- (2) 常任委員 政策推進課長、観光課長、産業課長
- (3) 臨時委員 審査内容に応じて町長が必要と認める者

4 審査会の庶務は、政策推進課振興企画係において処理する。

(特産品等の承認)

第7条 町長は、審査会における審査結果に基づき認定特産品等として承認したときは、大島町ふるさと納税特産品等認定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項で承認された認定特産品等について、町長は、適正な事業を行うため必要と認めるときは、協力事業者に対し、申請事項の情報の修正又は追加を求めることができる。

3 認定特産品等は、原則として毎年見直しを行うものとし、検証は審査会が行う。なお、見直しの結果改善が必要と認められたときは、協力事業者は町と協議のうえ改善に努めなければならない。

（申請内容の変更）

第8条 協力事業者は、第5条の申請書の内容又はその他届出事項を変更する場合は、大島町ふるさと納税特産品等変更届出書（様式第3号）をあらかじめ町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の届出があったときは、その内容が適正であるか審査を行う。なお、変更内容が協力事業者又は認定特産品等の要件に係る重大なものである場合は、審査会に諮るものとする。

3 町長は、前項の審査に基づき変更内容を承認したときは、大島町ふるさと納税特産品等変更承認通知書（様式第4号）により、協力事業者に通知するものとする。

（認定特産品等の辞退）

第9条 協力事業者が、特産品等の認定を辞退する場合は、大島町ふるさと納税特産品等辞退届出書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（認定特産品等の贈呈等）

第10条 町長は、ふるさと納税寄附者から、ふるさとまちづくり応援事業実施要綱第6条第2項に基づく認定特産品等の選定があったときは、認定特産品等の提供及び送付を協力事業者に依頼するものとし、依頼を受けた協力事業者は、認定特産品等を寄附者の指定する送付先へ速やかに送付するものとする。

2 前項による認定特産品等の提供を行った協力事業者は、提供を実施した月の翌月10日までに、当該認定特産品等の費用を町長に請求するものとする。

3 町長は前項の規定による請求があったときは、内容を精査し、請求のあった月の末日までに、協力事業者が指定する口座へ支払うものとする。

（認定の取り消し）

第11条 町長は、協力事業者又は認定特産品等が次のいずれかに該当する場合は、その認定を取り消すことができる。

(1) 協力事業者が第3条の規定に該当しなくなった場合。

(2) 認定特産品等が第4条の規定に該当しなくなった場合。

(3) 申請内容に偽りがあった場合。

(秘密の保持)

第12条 協力事業者は、この事業を実施するうえで知り得た情報について、他に漏らしたり、事業以外の業務に用いたりしてはならない。また、協力事業者を解除した後においても同様とする。

(事務処理)

第13条 この要綱に基づく事務処理は、政策推進課振興企画係で行うものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱（以下「新要綱」という。）は、平成4年11月1日から施行する。  
（大島町ふるさとまちづくり応援事業に係る特産品等贈呈事業実施要綱の廃止）
- 2 大島町ふるさとまちづくり応援事業に係る特産品等贈呈事業実施要綱（平成29年4月1日町長決裁）は、廃止する。ただし、新要綱施行日前に町長が承認した事業者及び特産品等については、なお認定の効力を有するものとし、新要綱施行日後の手続き等は新要綱に則り取り扱うものとする。

様式第1号（第5条関係）（表面）

年 月 日

大島町長 殿

大島町ふるさと納税特産品等認定申請書

大島町ふるさと納税推進事業実施要綱第5条第1項の規定に基づき、次のとおり特産品等の認定を受けたいので申請します。

1 法人・団体名	ふりがな
2 代表者職氏名	ふりがな
3 住所・所在地	〒
4 連絡先	電話番号
	FAX番号
	メールアドレス
5 担当者	
事業者登録状況	<input type="checkbox"/> 既に登録している ⇒ 項目6,7は記入不要。裏面をご記入ください。 <input type="checkbox"/> 初めて登録する（新規登録） ⇒ 項目6,7及び裏面をご記入ください
6 要件の申告 ※ <input type="checkbox"/> にチェックを入れてください	<input type="checkbox"/> 大島町内に本社、支社、営業所又は工場等の事業拠点を有する。 <input type="checkbox"/> 町税及び町徴収金に未納がない。 <input type="checkbox"/> 代表者等が暴力団の構成員等ではない。 <input type="checkbox"/> 各種法令等を遵守した生産又はサービスの提供を行っている。 <input type="checkbox"/> 法令等を遵守し個人情報適切に取り扱うことができる。 <input type="checkbox"/> 民間ポータルサイトや大島町公式ホームページその他広報誌等に事業者及び特産品等の情報を掲載することを了承する。
7 委任	<input type="checkbox"/> この申請の審査にあたり、大島町が保管する帳票等により、上記要件の事実関係を確認することを承諾します。

※裏面の「特産品の登録」事項をご記入ください。



年 月 日

殿

大島町長

大島町ふるさと納税特産品等認定通知書

年 月 日付で申請のあった特産品等の認定について、下記のとおり決定したので、大島町ふるさと納税推進事業実施要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

- 1 認定番号
- 2 特産品等名称
- 3 規格・内容
- 4 提供価格 円（消費税込、包装代込）※送料別
- 5 提供開始日 年 月 日

上記を認定特産品等として承認します。

申請のあった上記の特産品等については、次の理由により承認しません。

理由：

（注意事項）

- (1) この事業で得た個人情報は、認定特産品等の提供以外の目的に使用できません。
- (2) 認定特産品等の申請内容又は届出事項等に変更が生じる場合は、あらかじめ町に変更の届出を行い、承認を受ける必要があります。
- (3) 申請時の届出と実態が異なる場合、内容によって認定が取り消されることがあります。
- (4) 費用は、認定特産品等を提供した月の翌月10日までに、町に請求してください。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

大島町長 殿

大島町ふるさと納税特産品等変更届出書

大島町ふるさと納税推進事業実施要綱第8条第1項の規定に基づき、次のとおり登録内容を変更したいので届け出ます。

1 法人・団体名	ふりがな
2 代表者職氏名	ふりがな
3 住所・所在地	〒
4 連絡先	電話番号
	FAX番号
	メールアドレス
5 担当者	
6 変更年月日	年 月 日
7 変更する事項	<input type="checkbox"/> 協力事業者 <input type="checkbox"/> 認定特産品等（認定番号      ）
8 変更内容	

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

殿

大島町長

大島町ふるさと納税特産品等変更承認通知書

年 月 日付で届出のあった登録内容の変更について、下記のとおり承認しましたので、大島町ふるさと納税推進事業実施要綱第8条第3項の規定により通知します。

記

- 1 認定番号
- 2 特産品等名称
- 3 規格・内容
- 4 提供価格 円（消費税込、包装代込）※送料別
- 5 変更年月日 年 月 日
- 6 その他の変更 添付資料のとおり

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

大島町長 殿

大島町ふるさと納税特産品等辞退届出書

大島町ふるさと納税推進事業実施要綱第9条の規定に基づき、次のとおり特産品等の認定を辞退したいので届け出ます。

1 法人・団体名	ふりがな
2 代表者職氏名	ふりがな
3 住所・所在地	〒
4 連絡先	電話番号
	FAX 番号
	メールアドレス
5 担当者	
6 辞退する認定 特産品等名称	
7 認定番号	
8 辞退の理由	